

## 9月定例県議会を終えて

全国に先駆けた中小企業の賃上げ支援は大きな成果  
医師・看護師確保に背を向ける県立病院次期経営計画（素案）の問題点を明らかに

2024年10月25日

日本共産党県議団

斉藤 信

高田一郎

### はじめに

9月定例議会は9月25日から10月25日まで開催されました。10月7日の本会議で高田一郎県議が一般質問に立ち、①物価高騰から地域経済を守る課題について、②高すぎる国保税の引き下げについて、③不登校対策について、④人口減少・少子化対策について、⑤大規模災害と自治体の備えについて、⑥コメ不足と農業の諸課題について一取り上げました。

10月11日から23日まで開かれた決算特別委員会では、斉藤信県議が総括質疑に立ち、医師・看護師の増員と新しい県立病院の経営計画素案の問題点について取り上げ、各部局審査で県民から寄せられた切実な課題と県政の諸課題について積極的に取り上げました。2023年度岩手県一般会計決算（歳入8277億円余、歳出7763億円余）は全会一致で認定されました。また、10月7日の文教委員会、農水委員会、10月24日の復興特別委員会でそれぞれ質問を行いました。

2024年度岩手県一般会計補正予算（第3号）は、広瀬めぐみ前参院議員の辞職による参議院補欠選挙に伴う8億円余の選挙費用です。斉藤信県議が質疑に立ち、「広瀬めぐみ前参院議員による公設秘書の給与を横取りした前代未聞の詐欺事件であること」を指摘し達増知事の見解を求めました。達増知事は「岩手県では、議員辞職による参議院議員補欠選挙は過去に例がなく、辞職の理由が自らの詐欺事件で、政権与党の公認候補であったこともあり、きわめて重大な事態」と答弁しました。補正予算（第4号）は、2024年台風第5号の被害に対応して災害復旧費及び三陸鉄道への支援に必要なものなど3億2500万円余、補正予算（第5号）は、8月15日から9月2日の大雨被害に対応した道路、河川の災害復旧費などに対応したものなど74億2千万円余となるものです。災害復旧の見直し、防災対策の課題と検証について取り上げました。

県民・諸団体から提出された請願では、「小中学校の学校給食費無償化を求める請願」「県立西和賀高校の令和7年度学級増を求める請願」「福祉灯油の全市町村での実施を求める請願」は全会一致で採択されました。「2, 4, 5-T系除草剤埋設物の撤去を国に求める意見書提出の請願」は自民党が反対しましたが賛成多数で採択。「緊急経済対策としてリフォーム助成制度の創設を求める請願」は日本共産党と社民党、希望いわての一部議員の賛成のみで不採択となりました。「盛岡一高バレーボール部にかかわる調査検証委員会設置についての請願」は継続審査となりました。

## 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、賃上げ支援の継続拡充を求める

- 1) 盛岡市の消費者物価指数は、令和2年の年平均を100とすると、令和6年8月時点では110となっており、国内企業物価指数は令和2年と比べて8月時点で123となっています。物価高騰が続く中で、県内の企業倒産件数は、令和2年が42件、令和3年が25件、令和4年47件、令和5年55件、令和6年は1月から9月末までで55件で、うち社会保険料等の滞納によるものが8件となっています。

県が四半期ごとに実施している「事業者の影響調査」(8月)では、「物価高騰による影響が継続している」が86.8%、「価格転嫁を実現」11.2%、「価格転嫁を一部実現」52.6%となっており、一部実現の中身は30%未満が78.7%で、全体の約9割がほとんど転嫁できていない状況です。

こうした状況の中で、大企業による下請けいじめをやめさせ、賃上げができる適正な下請け単価とする取り組みを進めるとともに、昨年度まで実施した中小企業者等事業継続緊急支援金の実施を求めました。ゼロゼロ融資への返済がピークを迎えており、条件変更等の伴走型支援を強化するよう求めました。伴走型支援資金の保証承諾実績は8月末時点で2927件、748億1691万円余、うち借り換え需要への対応が2092件、442億2566万円余となっています。今年すでに8件の社保倒産が発生しており、異常な社会保険庁による差し押さえ等を告発しました。

- 2) 全国に先駆けて2月5日から申請が始まった物価高騰対策賃上げ支援金は、時給50円以上の賃上げに対し1人5万円、上限100万円を補助するものです。10月10日現在で申請が2653件、18766人、9億3830万円となっています。4人以下の事業者が20%、5~20人以下の事業者が44%と20人以下の中小・小規模事業者の申請が7割を占めています。今年の10月から最低賃金が時給59円上がり952円となり、最低賃金以下の賃上げの対象は53159人に上ります。中小企業等の賃上げ支援金を継続・拡充するよう求めました。岩淵企画理事兼商工労働観光部長は、「中小企業が大変な状況であり、早急に対策を講じられるように検討する」と答えました。
- 3) 高齢者施設や障がい者施設等では、光熱水費等の値上がりで厳しい状況に置かれており、昨年度並みの物価高騰対策支援金の支給を求めました。野原企画理事兼保健福祉部長は、「国の経済対策の動向を注視しながら、必要な対策について検討したい」と答えました。物価高騰に見合った介護報酬の抜本的な引き上げについては、「必要に応じて介護報酬の臨時改定等を講じるよう、8月に全国知事会として国に提言を行った。引き続き必要な働きかけを行っていく」と答えました。

## 2、新型コロナ第11波の感染拡大、高すぎる国保税、第9期介護保険事業計画について

- 1) 新型コロナが5類に移行した後の感染状況は、第9波(令和5年8月から9月)、第10波(1月から2月)、第11波(今年8月から9月)と3回の感染拡大の波が発生しました。入院患者数、クラスター報告件数、死者数を比べるとほぼ同規模の感染状況でした。第9波(入院患者数5481人、高齢者施設のクラスター63件、医療施設23件、死者数102人)、第10波(4900人、57件、30件、98人)、第11波(3819人、58件、25件、死者数は未公表)。特に、高齢者施設と医療施設で継続的にクラスターが発生していることが特徴です。死者数が100人前後出ていることも重大です。

新型コロナは収束しているわけではなく、世界的にも流行は継続しています。感染拡大の状況について適時適切に情報発信すること。高齢者等のワクチン追加接種の取り組みと支援を強化するなど、新型コロナから県民、高齢者等の命を守る取り組みを継続的に強化することを求めました。後

遺症外来の設置など後遺症対策に本格的に取り組むよう求めました。

新型コロナ感染が継続している中、政府は科学的根拠もなく 5 類への移行を強行し、補助金の縮小・廃止を強行しています。県立病院が昨年度決算で 35 億円の赤字となりましたが、コロナ補助金が 60 億円から 18 億円の激減したことが直接の原因でした。昨年 11 月に公表された医療機関経営状況にかかる国の調査では、令和 4 年度の一般病院の収支は平均で 4 千万円の黒字でしたが、コロナ補助金の収入を除くと 2 億 2 千万円の赤字となっています。10 月に公表された総務省の「令和 5 年度地方公営企業等決算の概要」では、令和 4 年度は 1996 億円の黒字でしたが、令和 5 年度は 2055 億円の赤字（1 病院当たり 3 億円）となり、約 4000 億円収支が悪化しています。新型コロナ感染が継続し、患者数が減少している中で、国による病院経営への支援が必要だと厳しく指摘しました。

- 2) 高すぎる国保税の引き下げについて、協会けんぽ並みに引き下げることが国、自治体の責任だと指摘。全国知事会が求めてきた 1 兆円規模の財政支援が必要と強調しました。

子どもの均等割りの減免については、国が就学前までの半額減免を行っており、18 歳までの子どもの均等割りは免除すべきと提言しました。

資格証明書発行など、滞納者へのペナルティーは保険証の取り上げであり、盛岡市は原則実施しておらず、中止するよう求めました。滞納者の生活苦に心寄せて生活再建を支援するよう求めました。

- 3) 第 9 期介護保険事業計画について、第 8 期の事業では多くの事業主体が介護給付費準備基金を増加させ 123 億円余の基金残高（123.8%増）となったものの、第 9 期の介護保険料は、5 事業主体で値下げ、9 事業主体で据え置かれたものの 10 事業主体で値上げされました。

第 9 期の特養ホームの整備計画は、早期入所が必要な 750 人に対し、393 床にとどまっています。保険料は値上げされる一方で利用できるサービスが減らされるなど、「保険あって介護なし」の実態のもとで、県内における介護離職は年 1100 人に及び、介護事業所の休止・廃止は 4 月以降 8 月末までに 63 事業となっています。そのうち人材不足を理由としたものが 23 事業所、経営難が 6 事業所となっています。

令和 5 年度の介護職員の離職率は 12.2%となっています。月額平均賃金は 21 万 7800 円で令和元年度比で 1 万 7500 円増加していますが、全国の介護職員との比較では 4 万 1800 円低く、全産業平均と比べると 10 万円低い状況となっています。国の負担による介護報酬の大幅な引き上げが必要です。

### 3、医師、看護師確保に背を向ける新しい県立病院の経営計画素案

- 1) 第 7 次医師確保計画（令和 2 年度から令和 5 年度）では、県全体の目標医師数として 359 人、二次医療圏ごとの目標医師数の合計として 134 人確保の計画です。令和 4 年度までの 122 人の増加に令和 5 年度の奨学金養成医師増加分 29 人を加えると 151 人の増加で医療圏ごとの目標は達成しています。奨学金養成医師は平成 28 年度以来 172 人の配置となっています。今年 3 月に策定した岩手県医師確保計画では令和 8 年度までの目標は 181 人としています。242 人確保の見込みです。医師偏在指標では全国最下位となっており、医師の増員は県政の最も重要な課題です。達増知事は医師不足の打開のために 12 県の知事とともに「地域医療を担う医師の確保をめざす知事の会」を立ち上げ、国への提言に取り組み、国の医師偏在是正に向けて総合的なパッケージが示されるなど成果を上げています。

- 2) ところが新しい県立病院の経営計画素案では、計画期間の6年間で医師の増員はわずか23人とどまっています。6年間で1病院当たり1.15人の増員の計画です。令和7年度は1人、令和8年度4人、令和9年度4人、令和10年度5人、令和11年度5人、令和12年度4人の増員計画です。「機能強化と連携」を打ち出していますが、医師の大幅な増員なしに中核病院の機能強化はできないのではないかと質しました。機能強化しようとしている病院への増員計画は示されませんでした。

医師の長時間勤務では、昨年度年960時間超の時間外労働勤務の医師は48人いましたが、23人の増員計画では労働条件の改善にも逆行すると指摘しました。また、千厩病院では医師8人体制で年間1100人の救急車による救急患者に対応しており医師の倍化が必要です。医療局長は「10人くらいをめどに医師確保に取り組んでいる」というお粗末な答弁にとどまりました。

達増知事は、「県立病院の次期経営計画では、県内において高度専門的な医療を安定的に提供していくということと、身近な医療を提供するというニーズにこたえていくという2つの方向性に沿いながら策定しているものであり、これを実現するために必要な医師の確保に取り組んでもらいたい」と答えました。

- 3) 看護師・医療技術職員は削減する計画になっていることは重大です。看護師は45人の削減、医療技術職員は10人の削減計画です。病院長は「患者の高齢化のもとで看護師も技術職員も増員が必要だ」と訴えています。9日夜勤は昨年度は年間で970人もいました。有給休暇も年間8日しか取れていないのが実態です。夢も希望もない看護師・技術職員の削減計画に医療現場で落胆と怒りの声が広がっています。

看護師確保について国の指針では、「高齢化の進展に伴う看護ニーズの増大を受け、看護職員の必要数は2040年度に向けて増加していく」と推計されており、県保健医療計画では、看護職員数は令和2年度の17890人から令和11年度までに19000人に1110人増やす目標としています。県立病院の看護師削減計画は、県の計画にも逆行するものです。根本的な見直しをもとめました。

#### 4、大船渡病院における超過勤務手当激減問題－労基署の「是正勧告と指導」の徹底を求める

- 1) 昨年9月県議会以来4回目となる県立大船渡病院看護科における超過勤務手当激減問題を取り上げました。組合と看護師の告発、県議会における論戦を踏まえて、大船渡労働基準監督署は今年3月21日付で「是正勧告と指導」を発しました。その内容は「少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えていない」ことの是正勧告と「残業時間が適切に申告されていないおそれが認められることから、過去11カ月（令和5年4月1日）に遡って、出退勤記録や電子カルテログ記録等による労働時間記録を確認するほか、当該労働時間記録を示したうえで各労働者から事実関係について聞き取りを行うなどの実態調査を行い、その結果について令和6年5月10日までに報告すること。実態調査の結果、差額の割増賃金の支払いが必要な場合は、追加で当該差額を支払うとともに、当該支払い状況についても併せて報告すること」というものです。
- 2) 大船渡労基署の「是正勧告と指導」に基づく実態調査の状況を質しました。実態調査の状況は、看護師の自主申告を求めるというもので、10月現在で273名中109名からは超過勤務の実績がないという申し入れがあり、未申請の超過勤務があると答えたのは29名という答弁でした。回収率は50.5%です。一番の問題は、労基署の「指導」に反して看護師に自主申告を求めていることです。病院当局が把握している出退勤記録や電子カルテログ記録等による労働時間記録を看護師に示し

て超過勤務の実態を確認すべきです。姑息なやり方は病院の悪質な姿勢を示すものであり「指導」に従った実態調査を求めました。

- 3) 大船渡病院の看護科では、今年度（4～8月）も一人当たりの超過勤務時間が昨年度より減少しています。医療技術や事務、全職員は増加している中で状況が改善されていません。6月から出退勤記録機器が病院の出入り口に設置されましたが、打刻してから白衣のまま職場に戻っている、超過勤務の一部しか申請できないなどの実態が残されています。総看護師長は3月末で退職しましたが、11名の師長クラスの体制は2人を除いて変わっておらず、昨年度来のパワハラの問題が残されている問題を指摘し改善を求めました。

## 5、人口減少・少子化対策、会計年度任用職員の待遇改善、指定管理施設における賃金スライドの導入について

- 1) 人口減少の直接的な要因は、少子化と非婚化の問題があります。2020年における50歳の未婚割合は男性が29.6%、女性が16.8%となっており未婚割合は上昇傾向にあります。根本には労働環境と所得の問題があります。岩手で安定して働き、岩手で結婚・子育てができる地域づくりに本格的に取り組むよう求めました。そのうえで、首都圏等からの求人が増加している下での大学、高校における県内就職率の向上に今まで以上に取り組むこと。若者の住宅支援の拡充、ジェンダー平等の取り組みの強化を求めました。
- 2) 会計年度任用職員の処遇改善については、今年度から勤勉手当の支給によりパートタイムのモデル年収は、昨年度より約29万円増額して年収約253万円となりました。国が人材確保の観点から再度の任用の上限回数を撤廃したことを踏まえて、県としても再度の任用の上限回数の撤廃に向けて検討を進めると答えました。  
会計年度任用職員の現状は、実人員が1373人で一般職員の総数5581人の24.6%となっています。パートタイムが1318人で約96%です。男性が43%、女性が57%です。パートタイムの会計年度任用職員と高卒入職で10年後の賃金は約120万円の年収差となります。部分的な改善が図られていますが、根本的に待遇の改善が必要です。
- 3) 急激な物価上昇と賃上げの広がりの中で、県は指定管理者の人件費について、雇用形態別の賃金水準を測る指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとの見直し額（賃金スライド額）を算出し、翌年度の指定管理料において対応する賃金スライド制を来年度から実施することを明らかにしました。

## 6、気候危機打開・脱炭素に向けた県の取り組みについて

- 1) 温室効果ガス57%の削減目標を掲げた県の取り組みを裏付ける市町村の実行計画の策定状況は、17市町村で、県の計画を上回っているのが久慈市の62%、軽米町77%で、一戸町と遠野市が県と同じ57%の目標を掲げています。6市町村が国と同じ46%の目標となっています。市町村への支援を強化し全市町村が積極的な計画を策定するよう求めました。
- 2) 県有施設の脱炭素化に向けた基本方針に基づく2024年度以降の工程表が示されました。2024年度は、①新築建築物のZEB化は二戸地区の特別支援学校と南昌みらい高校新体育館の2施設のZEB Readyの建設、②LED照明の導入は釜石合同庁舎、江刺病院本館棟など29施設及び信号灯器への導入、③公用車のEV化はEV8台及びHV7台への更新、普通充電器5か所8基を導入、

④太陽光発電の導入では盛岡二高、盛岡三高など5施設の設計となっています。

- 3) 住まいの省エネルギー改修推進事業の実績は、令和4年度7件、補助額477万円、令和5年度11件、補助額1273万円で、令和6年度からは市町村への補助に移行(35件、743万円の見込み)。今年度実施の断熱等性能等級6・7の建設費を補助する「いわて省エネルギー住宅建設推進事業(新規)」の実績は9月末現在で8件(事業費は15件分、3059万円)となっています。

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助の実績は、昨年度11件、今年度12件(9月末、補助上限額を80万円に引き上げ)となっています。

- 4) 市町村における家庭向け省エネ家電導入補助は、宮古市、大船渡市、奥州市、遠野市、葛巻町、紫波町、平泉町、山田町で実施されています(盛岡市、矢巾町は昨年度のみ)。
- 5) 大船渡市吉浜地区への太陽光発電計画については、岩手県環境影響評価技術審査会(23年10月)では、方法書知事意見では、「事業実施区域周辺を十分に調査し希少な動植物に配慮した評価を行うことや、希少猛禽類の利用状況や植生の変化等による影響も踏まえた調査」を求めており、それを受けた事業者の新たな調査結果等は示されていない状況です。今後事業者の調査結果を踏まえて、必要な環境保全措置を検討することになります。
- 6) 県央ブロックごみ処理広域化計画について、今年3月末に盛岡広域環境組合の「一般廃棄物処理基本計画」が策定されましたが、一極集中大型焼却施設の設置による焼却中心のごみ処理が大前提となっており、循環型社会形成・脱炭素社会の実現、環境負荷軽減に逆行するものとなっています。

最大の問題は、施設規模を日量438トンとしており、ごみ減量の計画なしに大型焼却場を整備しようとしていることです。また、焼却施設設置場所・地域の環境負荷の問題、大型車両の乗り入れが倍増する問題などが検討されていないと指摘し、分散型への計画の見直しを含めて県が指導援助するよう求めました。

## 7、不登校問題、盛岡みたく支援学校高等部通学バス問題、盛岡一高事件の検証問題について

- 1) 令和4年度の文部科学省の調査によれば、岩手県の不登校児童生徒数は小中高合わせて2588人で過去最多となっており、全国と同様に増加傾向となっています。国連子どもの権利委員会が「教育制度の過度に競争的な性格が、子どもに否定的な影響を及ぼしている」と4回にわたって勧告していることを指摘し、競争的教育制度の見直し、学力テスト、県版学力テストの廃止、見直しを求めました。また、子どもの学習権を保障する立場から、アウトリーチ型支援を強化し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員を求めました。フリースクール等への支援は11都府県で実施しており、県内のフリースクールへの公的支援の強化を求めました。
- 2) 県立盛岡みたく支援学校高等部の通学バスの実現を求め、昨年に続いて今年も9月18日に保護者の皆さんとアンケート調査の結果を示して教育長に要望を行いました。文教委員会でも取り上げました。県教委は、「運転手の確保、経費の問題、ルートと学習時程の問題など具体的に検討している」と回答しました。予算の伴う問題なので早期に実現の方向を示すよう求めました。
- 3) 再発防止「岩手モデル」が5月末に策定されました。昨年10月に開催された第10回策定委員会後の10月31日付で外部委員7人のうち5人の連名で盛岡一高事件に関する「調査検証委員会設置を求める要望書」が県教育長あてに提出されましたが、教育長は「設置しない」との回答を出しました。これを踏まえて、「盛岡一高事件に関する調査検証委員会の設置を求める請願」が提出さ

れました。請願審査では、盛岡一高事件の検証については、県教委による内輪の調査にとどまり、真相が解明されず、被害者の名誉も回復されず理解が得られていないこと。請願者は議会に参考人聴取を求めていること述べて継続審査となりました。

## 8、コメ不足と農業、水産業の危機的状況、食料・農業・農村基本法案の課題について

- 1) 県内においても、8月下旬からおよそ1カ月間、コメが品薄となり、スーパーにおいて販売数量制限が設けられる状況となりました。昨年度のコメ生産量は660万トン、消費量は702万トンで、コメ不足の要因は、政府による生産抑制政策にあったと指摘しました。この間コメの作付面積は10年間で8400ヘクタール、16%減少し、生産量は51900トン、18%減少しました。稲作農家は5年間で7355戸、21.2%減少となりコメの生産基盤が大幅に縮小されてきました。政府がコメの需給に責任を持たず、生産調整・減反を押し付けてきた結果です。

ところが、国が7月末に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する指針」では、本年産の生産量は669万トン、民間在庫量が156万トンで825万トンの供給量を見込み、需要量は、前年より30万トン少ない673万トンの見込みとなっています。コメ不足の反省が全くないものです。

コメ不足の背景に農業切り捨ての自民党農政があります。農業所得に占める直接支払い、国の補助金は、EU平均で50.4%、スイス92.5%、ドイツ77%、フランス64%、日本30.2%となっています。

飼料代等の高騰のもとで、酪農経営については昨年度の搾乳牛1頭当たりの収支が約5万円となっており、令和2年と比べて約20万円の減収となっています。今年度はまだ国、県等の支援策が示されておらず厳しい状況となっています。酪農家は令和2年と比べて今年2月1日時点で約700戸と143戸の減少となっています。

- 2) 漁業も主要魚種の大不漁で危機的状況です。23年の水揚げ量では、サケは134トンで震災前の0.5%、サンマは4366トンで8%、スルメイカは2589トンで14%となっています。県内13魚市場の総水揚げ量は7万3千トンで、震災前の41%、総水揚げ額は160億円で68%となっています。養殖でも、ワカメ(令和6年産)の水揚げ量は震災前の44%、コンブ(令和5年産)は35%、アワビは29%、ホタテ24%、カキ(令和4年産)のむき身で53%、殻付きが70%となっています。背景に地球温暖化、海水温の上昇があります。
- 3) 23年度のクロマグロの漁獲量は、小型魚が93.1トンで漁獲可能量の96%、大型魚が64.1トンで99%となっており、合計157.2トンでした。一方で、定置網から放流したクロマグロは37万8611尾、重量では2700トンに及び、漁獲量の17倍となっています。クロマグロの資源は回復しており、漁獲割り当ての見直しを求めるよう提起しました。また、国内の割り当て量は大型巻き網船より沿岸漁業に多く割り当てよう求めました。

## 9、東日本大震災津波からの復興の現状と課題、台風5号・大雨洪水被害対策について

- 1) 国の第2期復興・創生期間は令和7年度までとなっており、それ以降の取り組みの方向性について質しました。県では、心のケアの問題とか被災者の生活再建支援、水産業の復興・再生の課題について引き続き取り組みが必要だと国に提言してきており、8月に国の有識者によるワーキンググループが中間報告を行いました。そこでは、「すべての復興事業が令和7年度末で一律に廃止される事態にはならない見通しとなった」と答えました。

- 2) 令和 5 年度の「こころのケアセンター」の取り組みは、相談支援件数で 8084 件で前年度実績の 7304 件の 1.1 倍となっています。職員体制は医師 31 名を含み 47 名体制でセンターと沿岸地域 4 か所の地域センターで専門的なケアを実施しています。
- 子どもの心のケアについては、令和 5 年度の相談件数は 1646 件で、前年度の 2137 件から 491 件の減少となりました。職員数は臨床心理士 6 名を含め 8 名体制で沿岸 3 地区における巡回相談、受診調整、治療後のアフターケア等に取り組んでいます。
- 被災者の生活再建を支援する「いわて被災者支援センター」の取り組みについて、令和 5 年度は、126 人から相談があり、相談対応回数は 2941 回となっており、前年度の 2664 回から増加しています。弁護士等による相談会は沿岸 4 地区で 131 回開催されています。令和 3 年度の開設から 5 年度末までに 545 人から相談が寄せられ、継続支援が必要な 383 人の個別支援計画を作成し、これまでに 252 人の支援が終了、131 人の支援を継続しています。訪問同行支援が 99 回と前年の倍以上となっています。伴走型支援など重要な役割をはたしています。県の委託費は相談員 4 人体制となっていますが、実際は釜石、盛岡に 2 人以上を増員して対応しているのが実態です。体制を強化するよう求めました。
- 3) 県営災害公営住宅の高齢化率では、1442 戸のうち高齢者が入居している世帯は 801 戸、55.6%、独居世帯は 494 戸、34.3%、65 歳以上の入居者数は 973 人、40.1%となっています。災害公営住宅のコミュニティーの確立の課題と支援について、コミュニティーの拠点となる集会所の活用状況は、29 団地のうち月当たり 0 回が 2 団地、1~4 回が 22 団地、5~20 回が 5 団地となっており、生活支援相談員が配置されている団地で積極的に活用されている実態が明らかになっています。災害公営住宅の集会所と支援員の事務室は、阪神淡路大震災の教訓から整備されたもので、孤独死の防止とコミュニティーの確立をめざすものでした。しかし、生活支援相談員の配置など行政の支援なしでは集会所が使われない実態となっており、支援の強化が必要です。
- 4) 原発汚染水による被害・損害の状況と対応については、アワビの価格が前年比で 4 割下落、ナマコで 3 割下落するなどの深刻な影響が出ています。損害賠償請求については、県内の漁業団体はいまだに東京電力との交渉の途上にある状況です。水産加工業者の一部も東京電力との協議を行っている状況にありますが、影響を受けながらも損害賠償請求に至っていないケースがあります。県では 7 月 26 日に、岩手三陸連携会議、県漁連とともに政府への要望を行うとともに、9 月に宮古市において経済産業省と東京電力を呼び、水産関連業者向けの説明会を開催し約 50 名が参加しています。
- 5) 8 月 12 日に大船渡市に上陸し岩手県を横断した台風 5 号は沿岸で記録的な大雨となりました。被害額は市町村分を含めて 31 億 6985 万円余となりました。台風災害の復旧事業の見通しを質しました。公共土木施設については、すでに応急工事に着手し、今後順次着工していく予定です。農業関係施設については、令和 7 年度中の営農再開に向けて、林業関係施設は、令和 7 年度中の工事完了に向けて、水産関係施設については、今年度中の工事完了に向けて順次着工していくことになっています。
- 三陸鉄道は、田代川の氾濫によって宮古・田老駅間が運休となっています。被災した場所が河川の対岸であるため、河川の流路の一時的な切り替え、仮設道路の設置が必要なことから、復旧に数カ月を要する見込みです。再び被害が発生しないように改良復旧を行うよう求めました。
- 6) 8 月 15 日から 9 月 2 日にかけての大雨被害は、内陸に線状降水帯が発生し、1 時間当たりの降水



量は盛岡市で 68 ミリ、盛岡薮川では 99.5 ミリと観測史上最大となりました。盛岡市の市街地を流れる中津川は氾濫水位を超え、1 万 4 千世帯に避難指示が出されました。上流の米内側は氾濫し、畑橋が流出するなど住民が孤立する事態となりました。被害総額は 74 億 2 千万円余となるものです。復旧事業の見通しと災害対応に関する検証を行うよう求めました。米内川の氾濫、畑橋の流出で 7 世帯 18 人が孤立状態となっています。林道矢沢線は 10 月末ごろ、畑橋の仮復旧は 12 月中旬ごろの復旧の見通しです。農地等の被害と復旧の見通しは、11 月中旬から災害査定が予定されており、県では、国事業を活用し、早期普及を図るため、査定後速やかに復旧工事に着手できるよう事業主体である盛岡市を支援していくとしています。

集中豪雨型の災害に対する対応の検証と課題について、県は風水害対策支援チームに諮問し、避難情報発令基準の見直し、避難所の即応体制の見直し、線状降水帯等発生に向けた対応、水位周知河川以外の河川の情報収集等の課題で市町村への助言を行っています。米内川の水位周知河川の指定については、来年度の出水期前までには指定できるように取り組むとしています。

高齢者施設、障がい者施設の入居者等の避難については、福祉避難所を積極的に活用するとともに、避難計画、避難訓練を実施することを徹底するよう求めました。

## 10、上司のパワハラによる警察官の自殺に関する県警と公安委員会の対応について

1) 上司の警察官からパワハラと暴力を受け、精神疾患を発症し署内で自殺した若い警察官に対し、昨年 12 月議会で損害賠償として 8310 万 6200 円を支払う議案が可決されました。この事件は 2019 年 1 月 18 日に発生した事件です。同年 3 月 25 日には、県警本部は「パワハラが自死の一員であることは否定できないものの、自死の唯一の原因を特定できなかった」として、上司の元巡査部長をパワハラ行為で本部長注意処分としました。元巡査部長はその後辞職し退職金が支給されています。しかし、その後遺族から労災申請が出され、公務と精神疾患の発症に相当因果関係が認められ、かつ、精神疾患と自殺に相当因果関係が認められるとして労災が認定され、損害賠償請求に至ったものです。

その後、県警本部は、「すでに辞職した行為職員が故意をもって暴行等のパワーハラスメントを行っていたという事実を重く見て、県警察として、行為職員に求償すべきという結論に達した」として、6 月に県の職員賠償責任等審査委員会に諮ったということです。

まともな調査もせずに、当時の上司を本部長注意の処分にもならない対応をしたことについての検証もせず、居直り続けていることは重大です。

2) 昨年の県議会議員選挙での自民党県議陣営による公職選挙法違反・買収事件を取り上げ、買収は選挙を歪める最悪の犯罪行為だと指摘。16 万 8 千円を報酬として 3 人に渡した原資は何だったのかを質しました。